

# 自動車税(種別割)納税通知書の住所変更・改姓届について

必要事項を記入し、ハガキ(裏面に貼り付け)又は封筒に入れて送付してください。  
 ※郵送の際は、必ず切手を貼ってください。

## <住所変更・改姓 届出書 送付先>

きりとり
〒371-8507
群馬県前橋市上泉町397-5
群馬県自動車税事務所 行
きりとり

## <住所変更・改姓 届出書>

きりとり	
<b>自動車税(種別割)納税通知書 住所変更・改姓 届出書</b>	
[群][群馬][高崎][前橋]ナンバーの自動車をお持ちで、住所変更・改姓をされた方へ この届出書は、車検証の変更手続が間に合わない場合に、納税通知書の宛先を一時的に変更するためのものですので、届出書の提出後、速やかに車検証の変更手続をお済ませください。	
<b>自動車の登録番号</b>	群馬 群馬 高崎 前橋
<b>新住所</b>	〒 [ ][ ][ ][ ] - [ ][ ][ ][ ] 都 道 府 県 アパート名等(棟室番号までご記入ください。)
<b>前住所</b>	※車検証に記載されている住所をご記入ください。
<b>改姓の有無</b>	有 ・ 無      旧姓      新姓
上記のとおり相違ありません。      年      月      日	
ふりがな 納税義務者署名 (車検証上の名義人)	
<b>※納税義務者以外の方からの届出は受け付けられません。</b>	
<b>注意事項</b>	■この届出書では、以下の手続きはできませんのでご了承ください。 ・納税義務者の変更 ・車検証自体の住所変更・名義変更(運輸支局へお問い合わせください。) ・軽自動車・二輪車の納税通知書の住所変更・改姓手続き (市役所・町村役場の税務担当課へお問い合わせください。) ■個人名義の自動車は、住民票の記載変更が済んでいない場合、この届出書で住所変更を行うことはできません。法人・団体名義の自動車は、登記又は定款等の所在地変更が済んでいない場合、この届出書で所在地変更を行うことはできません。 ■集合住宅の場合は、アパート・マンション名、棟室番号までご記入ください。
<b>問い合わせ先</b>	群馬県自動車税事務所 課税第一係 〒371-8507 群馬県 前橋市 上泉町 397-5 TEL 027-263-4343 FAX 027-261-5931
きりとり	